

山梨県未利用材活用促進事業 募集要項（令和6年度追加募集）

1 趣旨

この要項は、「山梨県未利用材活用促進事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱」、「山梨県未利用材活用促進事業実施要領」によるものとする。

2 用語の定義

本事業における「未利用材」とは、次のいずれかに該当する木質バイオマス資源（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。

- (1) 伐採、造材時に発生する端材、末木又は枝条
- (2) 未利用間伐材
- (3) ナラ枯れ被害材（「山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン」（令和3年8月30日付け山梨県林政部森林整備課）に従って運搬されるものに限る。）
- (4) その他の林地残材

3 申請者の要件

次の各号に掲げる県内の団体等とする。

- (1) 森林組合及び森林組合連合会
- (2) 林業者等の組織する団体
- (3) 木材関連事業者等の組織する団体
- (4) 民間事業者
- (5) その他知事が適当と認める者

4 補助対象経費及び補助単価

補助対象経費：未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産され、又は発生する木質バイオマスの運搬費

補助単価：1,500円/m³以内

5 補助金の額

補助金は、予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

6 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月31日（月）まで

7 申請期間、申請方法等

(1) 申請期間 **※申請は順次受け付け、予算額を超えた時点で募集を締め切る。**

令和6年12月23日(月)～令和7年2月7日(金)

ア 郵送の場合は、2月7日までに申請先に到着したものに限り有効とします。

イ 持参の場合は、2月7日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効とします。

(2) 申請書類

次の①～④の書類のすべてを申請期間内に提出すること。

①山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

②未利用材活用促進作業計画書【事業実施要領様式第1号】

③誓約書【事業実施要領様式第2号】

④燃料材等の納入実績や納入計画が確認できる書面の写し

(3) 提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請書類は、申請者の事業所が所在する市町村を管轄する林務環境事務所まで郵送又は持参により提出するものとする。

申請書類を郵送した際は、併せて電話連絡を行うものとする。

中北林務環境事務所

(管轄：甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)

〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階

TEL：0551-23-3088

峡東林務環境事務所

(管轄：山梨市・笛吹市・甲州市)

〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

TEL：0553-20-2721

峡南林務環境事務所

(管轄：市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町)

〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階

TEL：055-240-4167

富士・東部林務環境事務所

(管轄：富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・
鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村)

〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階

TEL：0554-45-7812

8 その他

- (1) 提出された申請書類は返却しないものとする。
- (2) 申請状況により再募集を行う場合がある。
- (3) 他の補助金の受給対象となっている事業は補助の対象とならない。